

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、ありのままの生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- （2） パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した2人の者の関係をいう。
- （3） ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいう。
- （4） 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- （2） 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- （3） 一方又は双方が市内に住所を有し、又は宣誓日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- （4） 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係にならないこと。
- （5） 双方が他自治体（本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体を除く。）で本市のパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- （6） 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「近親者」という。）の関係にならないこと。ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。

2 ファミリーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前項各号に該当すること。
- (2) 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- (3) 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、本市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップとなる者全員の住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、外国籍を有する者にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書に当該婚姻要件具備証明書の日本語訳を貼付したもの(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書は、人権男女共同参画課において受領するものとする。

4 宣誓書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、宣誓しようとする者が自ら署名することができないときは、宣誓しようとする者双方の立ち合いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類(有効期限内のものに限る。)のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 性別違和等の理由により、戸籍上の氏名以外の呼称(以下「通称名」という。)を使用している者は、その通称名が社会生活上通用しているものと認められる場合には、宣誓書において通称名を使用することができる。この場合において、通称名を使用しようとする者は、前条に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(受領証の交付)

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、不備がないと認められるときは、当該宣誓した者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付する。ただし、第4項に規定する場合は、この限りでない。

2 市長は、宣誓した者が希望するときは、前項の受領証に加え、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第2号の2)(以下「受領証カード」という。)を宣

誓した者1人に対して1枚交付する。

- 3 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。
- 4 市長は、宣誓した者が第3条第1項第3号の転入予定者に該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票（様式第3号）（以下「宣誓受付票」という。）を交付する。
- 5 宣誓受付票の交付を受けた者は、3月以内に市内に転入したことを証明する書類を転入後14日以内に市長に提出しなければならない。
- 6 前項の書類が提出された場合は、市長は、受領証及び受領証カードを交付する。
- 7 第5項の規定に違反する場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓受付票はその効力を失う。この場合において、宣誓した者から提出された宣誓書及び添付資料を本人に返還する。

（受領証及び受領証カードの再交付）

第8条 受領証又は受領証カードの交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は、受領証又は受領証カードを再交付する。

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の内容の変更）

第9条 受領者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第5号）（以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を発行するものとする。この場合において、変更前の受領証は、回収するものとする。

（受領証の返還）

第10条 受領者（受領証を紛失している者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に受領証及び受領証カードを添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消したとき。
- (2) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パートナーシップについては第3条第1項各号のいずれかに、ファミリーシップについては第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（宣誓申告等）

第11条 本市に転入した者が協定の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、本市に転入した者は、第3条第1項各号に該当する場合に限り、協定第2条第2項の規定に基づき、受領証及び受領証カードの交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書（様式第7号）

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し(申告日前3月以内に発行されたものに限る。)

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、市長は、転入元の自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告書の写しと締結自治体受領証等を添えて、受領証及び受領証カードの交付の事実をパートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 4 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続を行い、転出先の自治体から本市に通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。
- 5 前各項の規定による手続については、宣誓者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定によってした宣誓、交付その他の行為であって、改正後の宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に相当の規定のあるものは、当該規程によってしたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）
（表）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たち と は、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓しますので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を提出します。

年 月 日

宣誓者

住 所

氏 名

通称名

（子又は親を含めて宣誓する場合）

氏 名

宣誓者との続柄

宣誓者

住 所

氏 名

通称名

氏 名

宣誓者との続柄

[代書の場合（要綱第4条）]

[代書者]（住所）

（氏名）

※転入予定の場合

（転入予定日 年 月 日）

[新住所]

収受印

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行うに当たって、次の事項について相違ないこと、及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを市に返還いたします。

記入日 年 月 日

氏名 _____ 氏名 _____

通称名 _____ 通称名 _____

【必ず確認の上、チェックしてください】

パートナーシップ宣誓に関する確認事項

- 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約束していること。
- 宣誓する当日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- 宣誓する当日において、一方又は双方が市内に住所を有し、又は3月以内に市内住所への転入を予定していること。
- 宣誓する当日において、双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 双方が他自治体（本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体を除く。）でパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- 宣誓者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族（以下「近親者」という。）の関係（養子縁組によって近親者になった者を除く。）にないこと。

ファミリーシップ宣誓に関する確認事項

- 宣誓者が上記パートナーシップ宣誓に関する確認事項に全て該当すること。
- 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

様式第2号（第7条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

宝塚市は、全ての人が個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。

今後とも、宝塚市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

様

様

子又は親

様

様

宣誓日 年 月 日

年 月 日

宝塚市長 （ 署 名 ）

様式第2号の2（第7条関係）

（表面）

<p>（市章） パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード</p>	
<p>宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。</p>	<p>第 号</p>
<p>_____ 様</p> <p>_____ 様</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">（公印）</p> </div>
<p>宣誓日 年 月 日 宝塚市長</p>	

（裏面）

<p>宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証カードを交付します。</p> <p>このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓されたことを宝塚市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <hr/> <p>子又は親のお名前</p> <p>特記事項</p>

備 考

- 1 特記事項には、通称名を使用している場合、戸籍上の氏名を記載するほか、再交付した場合や要綱第11条第2項により交付した場合の年月日を記載する。

様式第3号（第7条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票

様

様

以下のとおり、「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。なお、この受付票は 年 月 日限り、失効します。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

- 1 一方又は双方が宝塚市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

提出期限： 年 月 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠くものとして、連絡先へ宣誓書及び添付資料をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓についての問い合わせ

宝塚市総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電 話 0797-77-9100

FAX 0797-77-2171

(裏面)

■このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票を提示されたみなさまへ

宝塚市は、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、宣誓者のお二人がパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行ったことを証明しています。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、宝塚市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この宣誓受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、宝塚市に転入しようとしているときにお渡しするものです。宣誓者が宝塚市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この宣誓受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 宝塚市の「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、
この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した2人の者の関係をいいます。また、「ファミリーシップ」とは、パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいいます。パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、市長が、当該宣誓者をパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。
- 2 パートナーシップの宣誓をすることができる人
申請をするには、次の4つを満たす必要があります。
 - (1) 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティの2人であること。
 - (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
 - (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 一方又は双方が市内に住所を有すること。
 - イ 一方又は双方が市内への転入を予定していること。
 - (4) 次のいずれにも該当する1対1の関係にあること。
 - ア 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚関と同様の関係にある者も含む。）がないこと及び当事者同士以外の者とパートナーシップの関係でないこと。
 - イ 宣誓しようとする者同士で、他自治体でパートナーシップを宣誓していないこと。
 - ウ 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）に規定する婚姻をすることができない者同士ではないこと。

※この宣誓書受付票は、上記（3）イ「一方又は双方が市内への転入を予定している」場合にお渡ししています。「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに、正式な宣誓書受領証を交付します。
- 3 ファミリーシップの宣誓について
双方の子又は親（満15歳以上の場合は、当該者の同意が必要）を含めてファミリーシップ関係にある旨を宣誓できます。

様式第4号（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証の再交付を受けたいので、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシ
ップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、申請します。

1 再交付を希望する理由（いずれかにを入れてください。）

紛失

毀損

その他（ ）

届出日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

氏名 _____

収受印

様式第5号（第9条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

年 月 日付で申請しましたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の内容に変更が生じたため、宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により届け出ます。

- 1 変更事項（いずれかにを入れてください）
住所 名前 名前の追加、削除 その他

2 変更内容

変更前 _____

変更後 _____

3 変更日

_____年 月 日

届出日 年 月 日

(届出者)

(届出者)

住所 _____

住所 _____

名前 _____

名前 _____

(子又は親を含めて申請した場合)

名前 _____

名前 _____

(代筆者)

名前 _____

住所 _____

様式第6号（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、受領証を返還します。

1 返還の理由（いずれかに☑を入れてください。）

宝塚市外へ転出

- ・転出先

- ・転出日

死亡（☐子等との関係を証明するために受領証カードの継続所持を希望）

- ・亡くなった方

- ・亡くなった日

パートナーシップの解消

- ・解消された日

その他

- ・理由

- ・上記理由が発生した日

届出日

(住 所)

(住 所)

(氏 名)

(氏 名)

(通称名)

(通称名)

收受印

様式第7号（第11条関係）

パートナーシップ宣誓申告書

（あて先）宝塚市長

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第2項の規定により、転入前の自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

氏名 _____

通称名 _____

通称名 _____

旧住所 _____

旧住所 _____

宣誓日 年 月 日

養子縁組 有 ・ 無

（代筆者）

住所 _____

氏名 _____

* 交付された受領証等（すべて）及び住民票（写し）を添付して提出ください。

本申告書に基づき氏名、通称名、旧住所及び新受領証等の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意します。

* 同意される場合は、してください。同意されない場合は手続きできません。

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

市（町）長

様

宝塚市長

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第3項の規定により、貴市町より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の届出があり、本市において宣誓書受領証等を交付しましたので通知します。

届出のあった者

氏名 _____

氏名 _____

通称名 _____

通称名 _____

旧住所 _____

旧住所 _____

新受領証等交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類 受領証等（ 人分）

(案)

宝塚市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の手引き



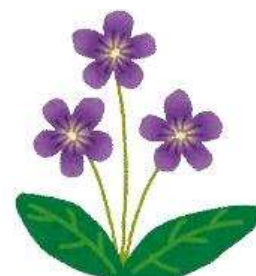
令和5年(2023年)12月

1 宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

宝塚市では、様々な人々が、自分らしく生きていくことができる社会づくりに向けて、孤立感を抱えている可能性のある性的マイノリティの方々について理解し、支援するため、平成27年11月に本市の取組方針「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」を策定しました。

その取組の1つとして、平成28年(2016年)6月に「宝塚市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」を制定しました。この制度は、一方又は双方が性的マイノリティのカップルの関係を尊重するため、互いをその人生のパートナーと約束したカップルの宣誓書を市が受け取り、一定の条件を満たしている場合、2人をパートナーと認め、受領証を交付するものです。

令和5年(2023年)12月には、対象をパートナーの子又は親に拡大した「宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に改正しました。

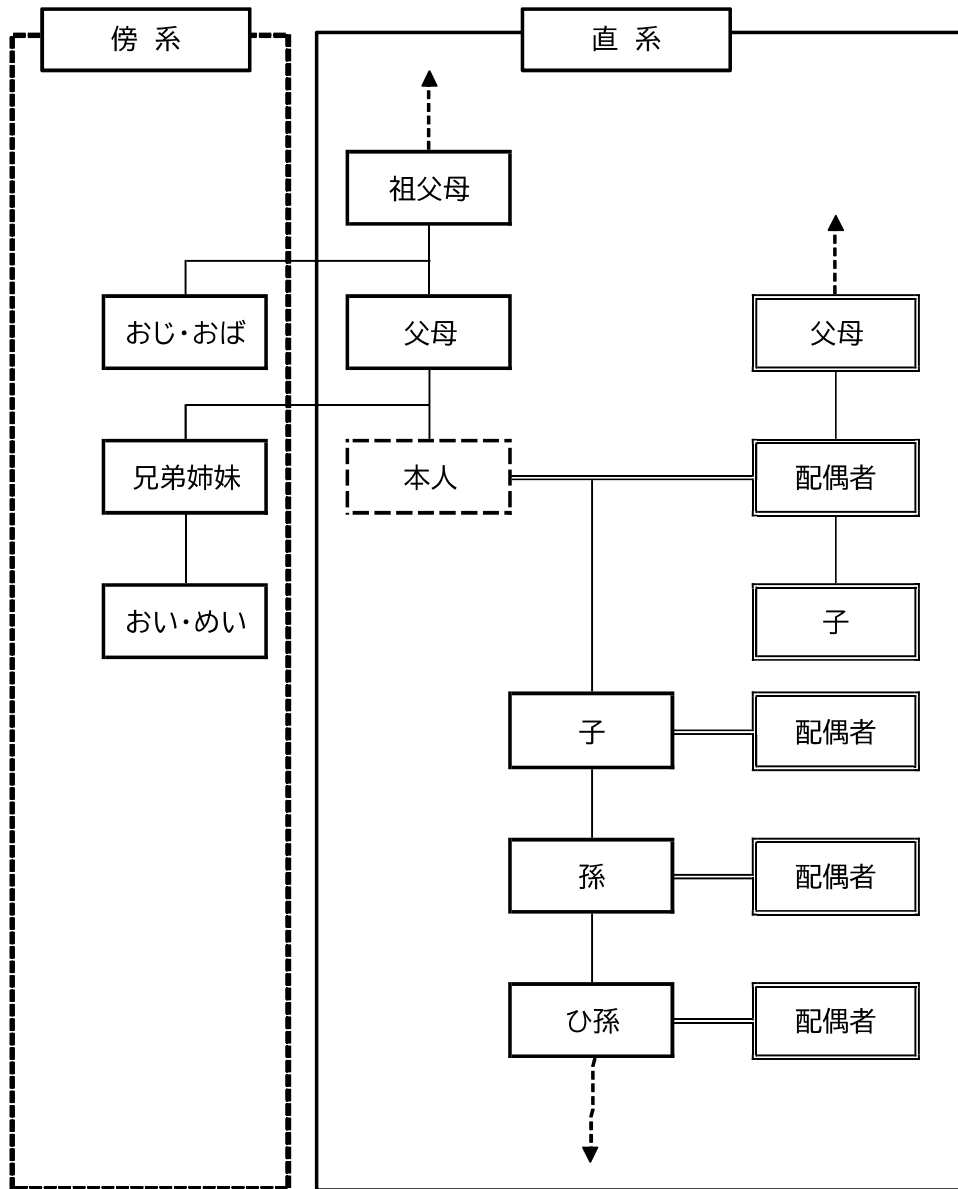


2 宣誓することができる者

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることの他に、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ①双方が民法における成年であること。
- ②一方又は双方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ③双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- ④宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- ⑤双方が他自治体(本市とパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体を除く。)で本市のパートナーシップに相当する宣誓をしていないこと。
- ⑥宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族(以下「近親者」という。)の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。

パートナーシップ宣誓をすることができない者(近親者)



..... 血族

..... 姻族

ファミリーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① パートナーシップの宣誓ができる要件をすべて満たしていること。
- ② 一方又は双方に子又は親が存在すること。ただし、当該子又は親が満15歳以上である場合は、当該子又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人の同意があること。
- ③ 双方が他自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。



3 宣誓に必要な書類

宣誓をするためには、次の3点の書類が必要です。

(1)住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号は不要です。

※同一世帯になっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。

※宝塚市に転入予定の場合は、転入後14日以内に市内に転入したことを証明する書類を提出してください。

(2)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(3か月以内に発行されたもの)

※1人1通ずつ必要です。

※独身であることや宣誓しようとする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書(戸籍抄本)では、審査できませんのでご注意ください。

また、子又は親を含めて宣誓する場合には、親子関係の確認をします。

※外国籍の方は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」など配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(3)本人確認書類(提示のみ)

※本人の顔写真のある官公署が発行した書類の場合は1点をご提示ください。

例)マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証など

※上記の書類が無い場合は、氏名と生年月日か住所の記載のある官公署が発行した書類を2点ご提示ください。

例)健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など

※いずれの書類も有効期限があるものは、有効期限内のもの

通称名の使用を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

(4)日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類

※郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書 など

4 手続きの流れ

宣誓からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(以下「受領証」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(以下「受領証カード」という。)の交付までの主な流れは以下のとおりです。

(1)宣誓日の事前予約

- ①宣誓したい日時を概ね1週間前までに人権男女共同参画課へ電話かメールでご連絡ください。

日時の調整と必要書類の説明を行います。

※宣誓日は、土日や閉庁後でも可能です。所要時間は1時間程度。

※ご連絡の際には、次の3点をお知らせください。

- ・宣誓希望日時
- ・宣誓しようとする方のお名前
- ・日中の連絡先(電話番号又はメールアドレス)

- ②必要書類をご準備ください。(P5参照)

宣誓受付

宝塚市 人権男女共同参画課(土日祝除く 9:00~17:30)

場所:宝塚市東洋町 1-1 本庁3階

TEL:0797-77-9100

メール:m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出

- ① 予約された日時に、必要書類をお持ちのうえ、必ず宣誓されるお2人でお越しください。ファミリーシップに15歳未満の子が含まれる場合はご一緒にお越しください。
※入院などのご事情で来庁が難しい場合は、ご相談ください。
- ② 必要書類をご提出ください。本人確認と書類確認を行います。
- ③ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に必要事項をご記入ください。

(3) 受領証及び受領証カードの交付

- ① 要件を満たしていることが確認できた場合、即日交付します。

※ 必要書類の確認から交付まで少し時間がかかります。

※ 書類等に不備があった場合、即日交付できないことがあります。

※ 転入予定の場合、受領証は交付せず、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票」を交付します。後日、転入を確認できる書類を提出いただき、内容を確認次第受領証及び受領証カードを交付します。なお、その際の宣誓日は、宣誓書を提出された日になります。

(市章) パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をされたことを証します。	第 号
_____ 様	(公印)
_____ 様	
宣誓日	
年 月 日 宝塚市長	

受領証カード(表)

宝塚市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。 このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓されたことを宝塚市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	

子又は親のお名前	

特記事項	

受領証カード(裏)

5 受領証及び受領証カードの再交付・内容変更・返還について

再交付・内容変更・返還のいずれの手続きについても、事前に来庁日時をご予約の上、①手続きに応じた申請書等②本人確認書類を人権男女共同参画課までご持参ください。

なお、手続きにお時間を要する場合がありますことをご了承願います。

(1)再交付について

紛失、き損、汚損等の事情により再交付を希望される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」(様式4号)を提出してください。

※お越しいただくのは、再交付を必要とされている人だけで結構です。

※下記のとおり再交付したことがわかるように記載します。

・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」

証明書の右上に「再交付」の文字を記入します。

・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」

裏面の特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。

(2)宣誓内容の変更について

宣誓をした内容に変更が生じた場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」(様式5)を提出してください。

変更後の内容で受領証及び受領証カードを再交付します。

※お越しいただく人は、変更内容によって変わりますので、事前に事務局へご相談ください。

※(1)と同様に再交付したことがわかるように記載します。

(3)返還について

次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届」(様式 6 号)を添えて、受領証及び受領証カードを返還いただくこととなります。

① 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき

② パートナーシップの一方又は双方が死亡したとき。

※子又は親を含めて宣誓している人で、パートナーが亡くなったが、子又は親との関係を証明するために受領証カードを継続して保持したいときは、宣誓内容の変更手続きを行ってください。

③ パートナーシップの双方が市外へ転出したとき(連携協定自治体間への転出を除く)。

④ 一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップ関係を有することとなったとき。

⑤ 上記の他、宣誓の要件に該当していないことが判明したとき。

6 自治体間の連携について

阪神・丹波9市1町(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町)と、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結しています。

協定を締結している自治体間での転出入に当たってのパートナーシップに関する手続きが簡素化されます。

(1) 締結自治体からの転入手続き

以下の必要書類を揃えて、事前に宣誓日時をご予約の上、人権男女共同参画課へお越しください。

- ① 「パートナーシップ宣誓申告書」(様式第7号)
- ② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」
- ③ 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
※1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。
※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。
- ④ 本人確認書類(提示のみ)

(2) 宣誓書受領証等の交付

受領証には、宝塚市で交付した交付年月日と併せて、当初の宣誓日を「宣誓日： 年 月 日」と記載します。

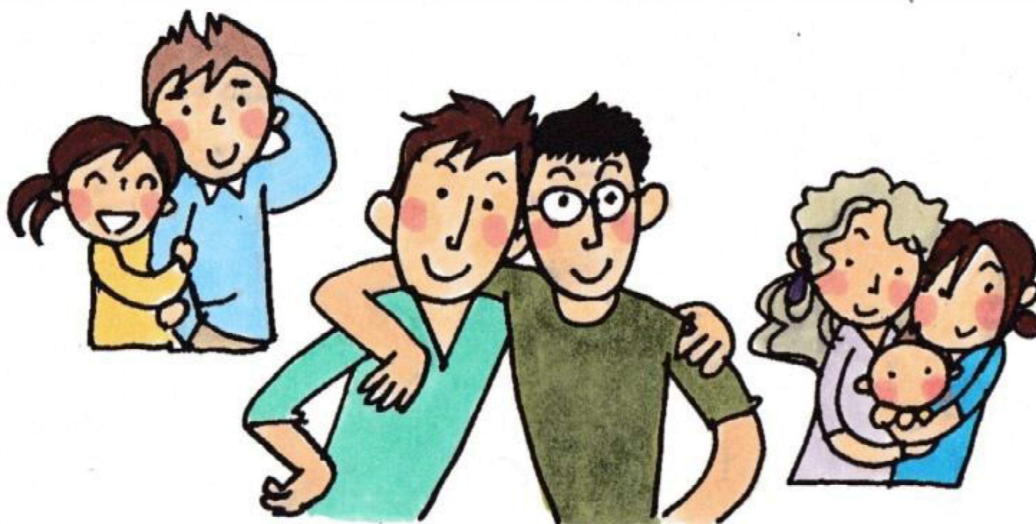
受領証カードの表面には、宝塚市で交付した交付年月日を記載し、

裏面の特記事項欄には、「宣誓日： 年 月 日」として当初の宣誓日を記載します。

(3) 締結自治体への転出手続き

協定書を締結している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、宝塚市で交付した受領証及び受領証カードを返還する必要はありません。

転出先の自治体で手続きを行ってください。



7 Q&A

【制度について】

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A1 結婚は、法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるもので、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

Q2 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A2 手続きの際は、個室で行います。提出書類や記載内容等の個人情報、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

【宣誓することができる者について】

Q3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか？

A3 性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方もいらっしゃるので、戸籍上の性別が異性となるカップルであって

も、一方又は双方が性的マイノリティであれば、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができます。

Q4 宝塚市民でないと宣誓できませんか？

A4 一方又は双方が宝塚市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。

転入予定で宣誓する場合は、転入後14日以内に転入したことがわかる書類を人権男女共同参画課へ提出してください。

【宣誓の方法について】

Q5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 宣誓書の提出や、宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の発行には手数料が必要です。

Q6 通称名を使用できますか？

A6 使用できます。

性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や外国籍の方が使用している日本名が該当します。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記載します。

Q7 宣誓書受領証はいつもらえますか？

A7 宣誓日に交付できます。ただし、1時間程度お時間をいただきます。

【受領証及び受領証カードの再交付・内容変更・返還について】

Q8 宝塚市外へ転出することになったときは、どうしたらいいですか？

A8 お二人とも宝塚市外へ転出される場合、受領証及び受領証カードを返還していただくこととなります。（「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」に基づく「協定自治体」への転出を除く。）

その際は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に必要事項を記入し、一緒に提出してください。

Q9 どういったことに活用できますか？

A9 宝塚市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の提示により受けられるサービスは以下のとおりです。（随時更新）

- ・犯罪被害者等遺族支援金 ・市営住宅への申し込み
- ・母子健康手帳の交付 ・災害・風水害等見舞金
- ・住居確保給付金 ・宝塚市営霊園の合葬式墓所記名板への連名刻字

・市立病院における病状等の説明、手術の同意・連帯保証人など

※民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人の適用などが想定されますが、事業者によって取り扱いが異なりますので、詳しくは各事業者へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ

宝塚市 人権男女共同参画課(土日祝除く 9:00~17:30)

場所:宝塚市東洋町 1-1 本庁3階

TEL:0797-77-9100 FAX:0797-77-2171

メール:m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度対象者及び利用サービスについて

本市では、ファミリーシップの対象者をパートナーシップ宣誓した人の「子と親」にします。

先行して導入している市町では、「子のみ」が多いですが、婚姻関係にある場合、高齢の親に代わって様々な手続きを行うなど双方の親に関わる場面も多くあり、「子のみ」では十分とは言えず、親も含めることで制度の利便性が高まると考えています。

また、子・親以外の近親者については、ファミリーシップを宣誓していなければ利用できない公的サービスを想定できないため、近親者まで拡充する必要はないと考えます。

上記の他、パートナーシップにおいて連携協定を締結している自治体と今後ファミリーシップにおいても連携していくことを想定し、先行して導入している芦屋市・三田市と条件を合わせる方が円滑な連携を図ることができます。

【参考】ファミリーシップ対象者各市町比較

子のみ	池田市、鳴門市、阿南市、三好市、徳島市、市川市、習志野市、柏市、豊後大野市、粕谷町、福津市、土佐清水市、笠岡市、美作市、名古屋市、岡崎市、春日井市、豊田市、小牧市、富山町、湖西市
子と親	芦屋市、三田市、足立区、瀬戸内市、大府市、盛岡市
近親者	高砂市、那覇市、観音寺市、総社市、一宮市、みよし市（三親等内）、三条市（三親等内）、長岡市（三親等内）、宮代町、日高市、戸田市、高松市（三親等内）、田川市、松原市、米原市、明石市

【参考】パートナーシップ宣誓制度で利用できる公的サービス

No.	事業名	事業概要	所管課・問い合わせ先
1	犯罪被害者等遺族支援金について	犯罪被害者遺族支援金の支給対象に含まれる。	防犯交通安全課 0797-77-2020
2	宝塚市営住宅の入居要件について	宝塚市営住宅の申込資格・入居要件に含まれており、その他の収入基準等の条件を全て具備すれば市営住宅に申込できます。	住まい政策課 0797-77-2018
3	両親学級	出産、育児等に関するミニ講座（オンライン教室として実施）	健康推進課 0797-86-0056
4	母子健康手帳	母子健康手帳の交付（パートナーシップ宣誓受領証等公的な証明がある場合のみ、代理人として申請可能）	健康推進課 0797-86-0056
※ 5	災害・風水害等見舞金	市内で発生した火災、風水害等（災害救助法の適用を受けた災害は除く）により被害を受けた被災者及びその遺族（宝塚市民に限る）に対し、見舞金の支給をします。	せいかつ支援課 0797-77-2143
6	住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失するおそれがある方に一定期間家賃相当額を支給する制度です。	せいかつ応援センター 0797-77-1822
※ 7	宝塚市営霊園について	合葬式墓所記名板に連名刻字ができる。	生活環境課 0797-77-2146
8	宝塚市消防団員等公務災害補償	遺族補償の受給対象になる。	消防本部 総務課 0797-73-1141
9	宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	遺族補償の受給対象になる。	消防本部 総務課 0797-73-1141
※ 10	市立病院	入院時の連帯保証人になることができる。病状の説明を聞くことができる。	市立病院 0797-87-1161

※ファミリーシップ宣誓制度でも利用できる公共サービス

パートナーシップ宣誓制度改正の経緯等について

1 経緯

本市は、平成 28 年 6 月に全国で 4 番目にパートナーシップ制度を導入してから 7 年が経過し、導入自治体も令和 5 年 6 月現在で 328 自治体（人口カバー率 70.9%）となりました（渋谷区・虹色ダイバーシティ実施「全国パートナーシップ制度共同調査」より）。

また、令和 3 年 4 月に明石市がパートナーの親や子なども含めて家族として宣誓する「ファミリーシップ宣誓制度」を全国で初めて導入して以来、ファミリーシップを導入する自治体が増えてきました。本市は、社会での性的マイノリティに関する理解の促進と支援の必要性の認識の広がりを受けて、現行制度の内容について見直しを行い、性的マイノリティの当事者とご家族に寄り添った支援を行うため、より利用しやすい制度へと改正します。

2 他自治体の動向など

兵庫県下では、明石市（令和 3 年 4 月）、高砂市・芦屋市（令和 5 年 4 月）、三田市（令和 5 年 7 月）がファミリーシップ宣誓制度を導入済みです。

全国では 59 自治体が入済み済みです（令和 5 年 9 月 1 日時点 担当課調べ）。

3 これまでの改正の経過

(1) 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日改正

- ① カード式で携帯可能な宣誓書受領証の導入
- ② 戸籍の性が同じだけでなく、自認する性が同じであるカップルや、どちらか一方が性的マイノリティ当事者であるカップルへ対象を変更
- ③ 民法に準じた宣誓要件の明記。（民法における成年であること、直系血族でないことなど）

(2) 令和 3 年（2021 年）4 月 6 日改正

- ① 在住要件の変更
双方が市内で同居している → 一方もしくは双方が市内に住所を有している場合は宣誓できる
- ② 通称名の取扱いについて明記
規定なし → 通称名の使用可能
- ③ 他市町で宣誓している場合の取扱いの明記
規定なし → 宣誓者同士で、他市町でパートナーシップの宣誓をしている場合は宣誓できない（協定に基づく場合は除く）
- ④ パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定に基づく改正
協定締結自治体間での転出入に関する手続き

4 今回の改正のポイント

(1) ファミリーシップ制度の導入

① 対象者

パートナーシップを宣誓しているカップル双方または一方の子又は親。15歳以上の子又は親は本人の同意が必要。

② 受領証カードについて

受領証カード裏面の備考欄に、宣誓した子又は親の氏名を記載。

5 改正時期について

要綱の改正は令和5年(2023年)12月1日とします。

性的マイノリティ支援の取組

1 セクシュアルマイノリティについて、講演会などの啓発活動

(1) 啓発・理解の促進

- ・全職員を対象とした研修、市民向け講演会、職員が出向く出前講座、専門家や当事者による講師派遣を実施。(民生委員・児童委員、福祉施設関係者、市内の高等学校等)
- ・リーフレット(市民向け・教職員向け)作成。全市職員に配布。
- ・電話相談案内チラシ、ポスター等作成。(平成 28 年度)

(2) 発信事業

- ・広報たからづかに性的マイノリティの特集記事を掲載(平成 28 年 7 月号)
- ・レインボーシール作成(平成 28 年度)、公共施設にポスター掲示(平成 28 年度)
- ・ツイッター(現エックス)開設(平成 29 年度)
- ・公共施設の多目的トイレを誰でもトイレと表示(平成 28 年度)。
- ・広報たからづかのまんが広報に特集(平成 31 年 2 月)。

(3) 相談事業

- ・電話相談を開設(平成 28 年 6 月～)
毎週水曜日 15 時～18 時(祝日、年末年始除く)
対象は子どもから大人まで誰でも相談可能

2 教育現場での対応について

(1) 教育・保育現場の取組

- ・教職員を対象とした研修会、性的マイノリティについての初任者研修会を開催。
- ・幼稚園、保育所職員を対象とした研修会を開催。
- ・子ども向け電話相談窓口案内カードを作成、配布(公立小・中 全児童生徒に配布)。
- ・性的マイノリティに関する絵本・図書を小・中・特別支援学校の図書室に配架(平成 28・30 年度)。
- ・保育所、幼稚園に絵本を配架(私立含む)(平成 28・29・30 年度)。
- ・就学前から中学校まで、子どもの発達段階に応じた保育・授業のモデル案を作成。全校に配布。(平成 29 年度)
- ・市立中学校 1 2 校すべて制服のスカートとスラックスの選択が可能。(令和 2 年度)

3 その他の取組

- ・市内での公文書等における不必要な性別記載欄の削除を決定。(平成 16 年 1 月)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る被保険者証等の表面に、戸籍上の性別記載を希望しない方に、裏面に戸籍上の性別を記載した被保険証等を交付する。
(平成 27 年 11 月)
- ・宝塚市職員採用試験受験申込書から性別欄を削除。(平成 29 年 9 月)

- ・男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインを改訂。性的マイノリティに関する視点を加えた。(平成 31 年 3 月)
- ・男女共同参画推進条例改正。性自認、性的指向による差別を禁止。(平成 31 年 3 月)
- ・にじいろのまち宝塚ステッカー(レインボーステッカー)を本庁他公共施設や窓口へ貼付(令和元年 10 月)医師会、民生児童委員へ配布(令和元年 11 月～令和 2 年 1 月)。市民の希望者へも配布。
- ・「性的マイノリティに寄り添った職員対応マニュアル」を全庁に配布。(令和元年 10 月)
- ・市内における地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと包括連携協定を締結しました。その一環として、市内の 17 店舗で性的マイノリティの方への支援を示すレインボーステッカーを掲示(令和 2 年)。市内の生活協同組合コープこうべ店舗入口にレインボーステッカーを掲示(令和 4 年)
- ・阪神 7 市 1 町(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)による「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結。(令和 3 年 4 月)→現在、丹波篠山市・丹波市が加入し阪神・丹波 9 市 1 町(令和 5 年 4 月)
- ・一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会阪神北支部(伊丹市・川西市・猪名川町・宝塚市)宛に 3 市 1 町で性的マイノリティの方への支援に関する取組について理解と支援を依頼しました。(令和 3 年 11 月)